
序 章

基本構想編

基本計画編

参考資料

1 SDGsの17の目標

目標	説明
	<p>1.貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援が求められています。</p>
	<p>2.飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>3.すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保健制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>4.質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
	<p>5.ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>6.安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
	<p>8.働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や公用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
	<p>9.産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

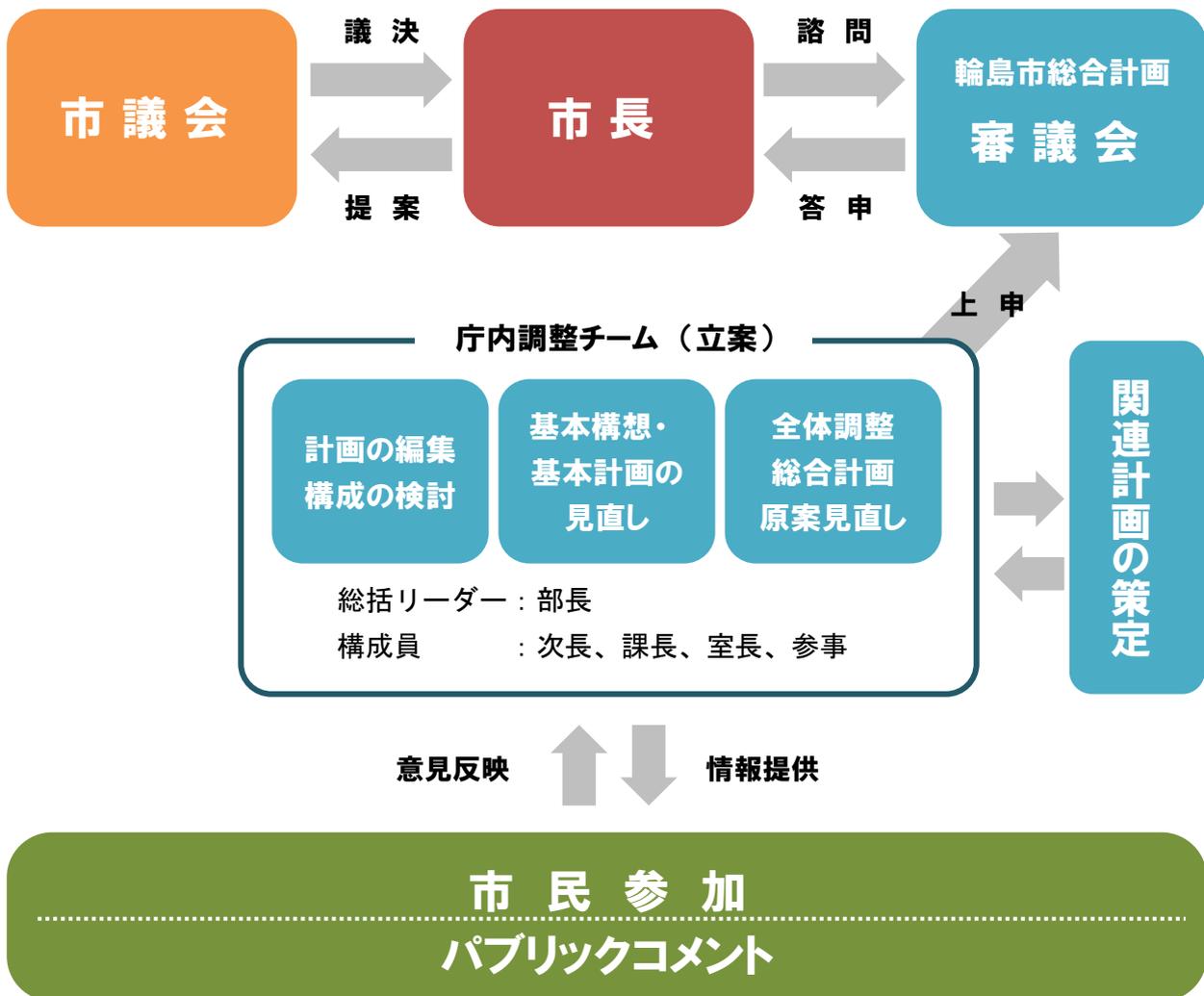
目標	説明
	<p>10.人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。小数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>11.住み続けられるまちづくりを</p> <p>包括的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>12.つくる責任つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>13.気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>14.海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>15.陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>16.平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>17.パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

※国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）一導入のためのガイドライン（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）において記載されており、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示した内容を日本語訳したもの

2 策定経過

年 月 日	委 員 会 等
令和3年10月22日	第1回輪島市総合計画審議会 諮問
令和3年11月29日	第2回輪島市総合計画審議会
令和3年12月7日～令和4年1月5日	パブリックコメント募集
令和4年1月13日	第3回輪島市総合計画審議会 答申
令和4年2月4日	令和4年第1回輪島市議会定例会 上程
令和4年2月22日	令和4年第1回輪島市議会定例会 議決

3 策定体制



4 輪島市総合計画条例

(平成 28 年 6 月 27 日条例第 31 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 輪島市自治基本条例（平成 19 年輪島市条例第 59 号）第 14 条に規定する総合計画をいう。[輪島市自治基本条例（平成 19 年輪島市条例第 59 号）第 14 条]
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の将来像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想を実現するための施策を体系的かつ具体的に示すものをいう。

(構成及び位置付け)

第 3 条 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

2 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第 4 条 総合計画は、市の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的な見地から策定しなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(輪島市総合計画審議会)

第 5 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、輪島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を市長に答申する。
- 3 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員 20 人以内で組織する。
- 4 委員は、当該諮問に係る答申をしたときは解任されるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は、変更したときは速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年輪島市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1第18号中「自治基本条例に関する審議会委員」の次に、「総合計画審議会委員、創生総合戦略推進審議会委員」を加え、「都市計画審議会委員、創生総合戦略推進審議会委員」を「都市計画審議会委員」に改める。

5 輪島市総合計画審議会規則

(平成 28 年 6 月 27 日規則第 50 号)

改正

平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市総合計画条例（平成 28 年輪島市条例第 31 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、輪島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第 2 条 審議会の委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初にかかれる会議については、市長がこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要に応じて審議会の会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、輪島市総合計画条例の施行の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

6 輪島市総合計画審議会 委員名簿

	氏名	所属	役職
会長	久岡 政治	輪島商工会議所	会頭
副会長	平野 真人	輪島市区長会長会	会長
委員	沢田 隆	門前町商工会	会長
委員	新甫 実	一般社団法人輪島市観光協会	会長
委員	古坊 勝利	能登森林組合輪島支所	支所長
委員	藤田 繁信	おおぞら農業協同組合	代表理事組合長
委員	笹原 丈光	石川県漁業協同組合輪島支所	支所運営委員長
委員	日南 尚之	輪島漆器商工業協同組合	理事長
委員	上畠 忠雄	社会福祉法人 輪島市社会福祉協議会	会長
委員	水口 トモ子	輪島市婦人団体協議会	会長
委員	花野 芳博	連合石川能登地域協議会	事務局長
委員	稲垣 健	一般社団法人輪島青年会議所	理事長
委員	杉野 好章	輪島公共職業安定所	所長
委員	國田 光徳	輪島市銀行会 幹事銀行 のと共栄信用金庫輪島支店	支店長
委員	堂下 真紀子	公募委員	-

(敬称略)

第2次輪島市総合計画(後期基本計画)

発行日 令和4年3月 〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
発行 石川県輪島市 TEL : 0768-23-1113 FAX : 0768-23-1855
企画・編集 輪島市 企画振興部 企画課 URL : <https://www.city.wajima.ishikawa.jp/>
